

2022年7月23日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2022年7月23日午後2時から午後6時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、大友、小林、南京家、巫（6名）

【凡例】

<巫のコメント>の部分は、会議の後で、議事録をまとめるにあたって巫が感想を追加したもので、当日の議論ではありません。

記述で括弧に囲まれている補助的な説明は、巫が議論の推移をわかりやすくするために追加した補助です。

2. 山村さんの提案

自分は裁判所と対峙して、たとえば、横浜地裁の構内に乗用車を放置するというような抗議活動を行った。しかし、会員は自分の活動を援助せず、呼び掛けても気のない様子である。本日、文書の提出について提案しようと思ったが、みなの様子を見て、その気がなくなった。

3. 出版に関する巫の問題提起

(巫) 小林さんが紹介してくれた出版社の返事と、その他の出版条件に関する情報は、資料を送った通りだ。その説明をしてもよいが、その前に出版の意味について、私の考えを説明したい。

私たちの会の目的は裁判の正常化であるが、つまり司法制度の改革を実現しなければならない。その根拠となる私たちの考え方を広く社会に訴えなければならない。これまで、ホームページで意見を公表してきたが、それでは頭打ちの状態である。出版はそのための有力な手段である（単に、個人の本を出版したいというだけの話ではない）。

(小林) 巫さんの本はだめだ。

(巫) 小林さんにだめだと言われる筋合いはない。

(小林) 知り合いの出版社に問い合わせたが、巫の原稿はだめだと言っている。

(巫) その出版社というのは、紹介してくれた出版社のことか。

(小林) そうだ。

(巫) あの出版社が不誠実であると感じた理由は送付資料で説明しているが、小林さんは出版社での検討の事情を知っているのか（返事のメールには何も書いておらず、高額な料金を見積もっている。電話をしたところ、販売は考

えていないということだった) 知らされていない事情があったら教えてほしい。

(山村) 話すのをやめろ。

(小林) 本を出版する場合には、著者が資金を出すのではなく、出版社の勘定で出版するものだ。そのために、出版社は売れるかどうかを判断するが、巫の本では売れないという判断だ。

<巫のコメント>

この説明は矛盾していると思います。小林さんの紹介した出版社は、他社の見積もりからみて明らかに法外な金額を見積もっており、電話で問い合わせたところ、その金額を支払って、製本を受け取るよう要求し、販売は考えないという返事だった。売れないから駄目だというのならば、どうしてああい見積もりが送られてきて、電話での問い合わせでも事情を説明しなかったのか。そもそも、出版をする場合の出版社の登録をその出版社はしているのか不明だ。

(山村) こういう話ならば、自分は用事があるので失礼する(退出)。

(巫) 自費出版とは、自分で出版費用を負担するということではないか。今回の出版計画は、営利事業ではなく、当会の主張を公的に主張するためのものだ(経済的な負担が小さいほうがいいのは当然だが)。

(小林) 巫さんが金を出して、出版するのは反対しない。

(巫) そのような話ならば、今回の出版計画は白紙に戻すことにする。そのうえで、現状について説明したい。10年以上前に大高さんが東京地裁庁舎の前で裁判所の監視活動をしていたころは、裁判所の周りに裁判に不満を感じている人が多数集まっていて、自然に交流関係が生まれ、組織のようなものになった。そのころは、裁判所に人々が直接に抗議し、裁判所を批判していて、その公表はホームページやブログで行えばそれなりに影響力があった。

しかし、その後、裁判所は庁舎の前や法廷傍聴での人々の活動に対する規制を組織的に行うようになり、些細な理由で、あるいは理由をでっちあげて、中心人物を逮捕勾留して、抗議活動を弾圧した。このような状況下では、以前と同じような活動をしていても、裁判批判の正当性への共感を得にくくなっている。裁判所に建白書を提出して、考えを改めてもらうなどというような活動では、成果は期待できない。

出版による主張はそういう現状を打開することを目指したものであった。会として出版を行わないとすると、これに代わる意見の公表の方法を考えるべきである。たとえば、youtubeで公開するような番組を作り、それをyoutubeにアップロードするという方法もある。説得力のある番組を作るためには、シ

ナリオをしっかりと作成し、また、主張をわかりやすく説明できる出演者を用意しなければならない。それなりの努力が必要だが、私が youtube でいろいろな番組を見ていると、効果的に主張している例もあるので、できないこともないと思う。

(小林) 内容による。

(巫) これから、番組を作成しようと提案しているときに、「内容による」という言い方は、おかしいのではないのか。もし、私のこれまでの発表の内容に問題があり、小林さんが素晴らしい内容のものを作れるというのなら、それを提案してほしい。そうでなく、協力せずに「内容が悪い」などと毎回言っているとすると、無責任ではないか。自分はどこにいてもものを言っているのか。

4. 大友さんの話

4-1. 民主党のアメリカ大統領について

現在、アメリカではインフレが進行している。40年以上前のカーター大統領の時もインフレが進行した。アメリカでは民主党大統領が就任すると、インフレになり、共和党の大統領がそれを鎮静化させるという傾向がある。

4-2. ロシアのウクライナ侵攻について

ウクライナの戦争では、ロシアが一方向的に侵略したということになっているが、実際にはアメリカがロシアを追い詰め、戦争を始めざるを得ない状況になったのである。(太平洋戦争のときの)日本もおなじようにアメリカに追い詰められ、戦争を始めさせられた。

4-3. 日韓問題と日露戦争

(大友) 日露戦争で日本が負けていたら。朝鮮半島は完全にロシアの支配下に入り、ロシアの一部になって独立国家など作れなかった。朝鮮韓国のような独立国ができたのは、日本が勝ったからだ。

4-4. 純粋な日本人について

(大友) 日本には朝鮮から鎌倉時代にも豊臣秀吉の朝鮮侵略のときにも、あるいは日韓併合においても、多くの朝鮮人がわたってきて、それらの人々はグループを作っている。関東大震災のときには朝鮮人の力が弱かったので、朝鮮人が虐殺された。ところが最近では、朝鮮人の力が強くなり、純粋な日本人とは異なる日本にされ、とどめられなくなっている。日本国籍を持っている人でも、純粋な日本人ではない日本人がいて、純粋な日本人と対立している。我々は純粋な日本人として、純粋でない日本人に対抗しなければならない。

安倍首相の暗殺において、犯人は純粋な日本人で、被害者は純粋な日本

人ではない人だった。

(巫) そのように人種を不明確に区別して、対立をあおるのはナチズムのユダヤ人攻撃とどう違うのか。

(大友) 同じ部分もあり、異なる部分もある。

(巫) ユダヤ人と朝鮮人が異なるだけで構造的には同じではないか。ナチのアウシュビッツのように、「純粋でない」日本人を収容所に入れて殺害すればいいのか。

(大友) その方法は現代的ではない。

(巫) そもそも大友さんのその考え方が現代的ではない。聞くに堪えない話だ。

(大友) 少し、朝鮮人を批判すると差別だと大騒ぎするのが最近の風潮だ。

(巫) 少しではない。もう十分だ。私たちの会では国連人権規約や日本国憲法に定義されている人権規定を前提にしている。人を人種などで差別してはいけないということだ。議論はこれに沿うべきだ。

(小林) 国連人権規約は日本政府が承認していない部分もある。日本国憲法は日本国民にしか人権を認めていない。

(巫) 確かに私は外国人だから、人権を認めたくないというのかどうか知らぬが、いまの話は日本国籍を有する「純粋でない日本人」の話だから、それは当てはまらない。(会則で定義しているが) 私たちの会の考察の前提は国際的に認められている人権の概念を前提にするものだ。その前提を守るべきだ。

(小林) 日本では実際に差別が存在している。人権状況は守られていない。あるべき姿と実際の姿は別だから、それを理解すべきだ・

(巫) あるべき姿と実際の姿が同じだなどと一度も言っていない。私たちの会の方針の前提を言っているのだ。それに異論を述べるのか。

(小林) 実際にコリアンで帰化した人はそうでない日本人とは同じようには見られない。たとえば、自分は裁判所に不当に起訴され「前科者」になったので、今後、差別的に扱われることになる。日本にはそういう状況があることを理解すべきだ。

(巫) それは、帰化したコリアンは前科があると同じようなものだという意味か。

(小林) そうだ。

そもそも、自分は日本国憲法を評価していない。自分は天皇制に反対であり、日本国憲法は天皇制から始まっている。

<巫のコメント>

大高さんの土井たか子朝鮮人発言以来、このような議論が何度も繰り返されています。私たちの会は正常な裁判の実現を目指すものですが、何が正常な裁判なのかということについては、世界観や人権意識によって異なるものになります。人種差別を積極的に肯定する、あるいは消極的にせよ容認する世界観を基準にして、こうあるべきだと想定される正常性と、国際的に認められている人権概念を根拠に想定する正常性は、別のものになる可能性があります。どうしても、世界人権宣言や日本国憲法の人権概念を否定したい人がいるのならば、その点について問題提起してください。根本的な議論を突き詰めて、会則の見直しなどが必要になるかもしれませんが、その結果、別の会で活動する選択肢を検討することになるかもしれません。

4-5. 偽物の日本料理店について

(大友) アメリカには日本料理店と称する店がたくさんあるが、ほとんどが実際には日本人ではなく、朝鮮人が出店している。本物の日本料理ではない。

(小林) それは、日本料理といえば、アメリカ人が信用して来店するので、そのことを期待しているのではないか。

(巫) その考え方はおかしくないか。日本料理とは料理のジャンルであって、日本人が作る料理という意味ではない。何人が経営しようと、日本人のシェフを雇って料理を作れば日本料理ではないか。あるいは、日本料理を修業した板前が作れば、何人が作ろうと日本料理ではないのか。また、アメリカで日本料理店を出せば、アメリカ人の口に合わせて料理するので、日本人の口に合わないものもあるかもしれないが、日本でのフランス料理店や中華料理店も同じ事情のもとにある。

(小林) いや、本物でない日本料理を出すことは許せない。

(巫) 小林さんは日本国籍を有するかもしれないが、日本料理を作れるわけではないでしょう。小林さんに日本料理が本物かそうでないかを定める決定的な資格があるとも思えない。

アメリカにいる日本人が日本料理を食べたくなって、日本料理店に入った結果、自分の欲するものとは異なる料理が出てきて、がっかりすることもあるかもしれない。そういうことは、料理店にはいる限り、どこの国でのどこの国の料理でも起こりうるものだ。それを朝鮮人のせいにするのは、筋違いではないか。

5. 次回の予定

日本時間 2022年8月6日(土) 14時から18時くらいまで、Zoom会議。
zoomホストは小林さんの予定(米西部時間では、2022年8月5日(金))

22時から26時くらい、米ハワイ時間では18時から)。

2022年7月25日
巫召鴻